

前 橋 市
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 申 請 書 （ 更 新 ）
記 入 例
（ ご み 関 係 ）

申請書の受付

- 申請書は、できるかぎり 2 部（当市用・申請者控用）提出して下さい。

申請手数料

- 申請手数料は、申請時に金融機関で前納してください。（15時以降の場合は会計室で納付）

- ・新規申請手数料 5,000 円
- ・更新申請手数料 5,000 円
- ・従事者証申請手数料 1,000 円（従事者 1 人につき）

例えば・・・

→ 更新申請で従事者が 3 名の場合、
5,000 円 + (1,000 円 × 3 人) = 合計 8,000 円です。

参考：その他の手数料

- 変更許可申請手数料 5,000 円
- 許可証再交付申請手数料 2,500 円
- 従事者証再交付申請手数料 500 円

その他の基本的事項

- 一般廃棄物を積む込む地域と、降ろす地域の両方で許可が必要です。
例えば、当市で排出された廃棄物を B 市内の処分業者に運搬する場合、当市と B 市の許可を受ける必要があります。
- 廃家電のみの収集運搬でも、小売業者自らが家庭等排出者から廃棄物を引き取り、指定引取場所まで運搬する場合以外は、収集運搬業許可が必要です。
- 新規申請で、産業廃棄物収集運搬業許可又は他市町村の許可を受けていない場合、産業廃棄物の講習会の受講または、一般廃棄物実務管理講習の受講後でないと、許可の要件を満たしません。

※申請時に手数料を納めていただくため、郵送での申請は受付ておりません。

記入例

(名称等は架空のものです)

様式第7号 (第16条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

申請日を記入

令和〇年〇月〇日

登記事項証明書(個人の場合は住民票)の
とおりに記載 *押印は不要

(宛先) 前橋市長

住所 前橋市大手町二丁目12番1号
氏名 前橋収集運搬株式会社
代表取締役 前橋 一郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 027-〇〇〇-〇〇〇〇

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条第1項の規定により、
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて
申請します

該当事項を漏れなく記入

営業所の所在地 及び 市内の連絡場所	(営業所) 前橋市大手町二丁目12番1号 (連絡場所) 前橋市大手町二丁目12番1号
車庫の所在地	前橋市大手町二丁目12番1号
一般廃棄物取扱種目	① ごみ ② 粗大ごみ 3 し尿 4 廃家電 5 その他 (※○印で囲む) ただし、特別管理一般廃棄物を除く
積替え保管の有無 及び積替え保管を行う 場合の積替場の所在地	有 ③ 無 (有の場合は、所在地)
事業の用に供する 施設及び数量	別紙1のとおり

記入例

(名称等は架空のものです)

役員の本籍、住所、氏名	別紙 2 - 1 のとおり
従事者証交付者の住所、氏名	別紙 2 - 2 のとおり
取扱事業所	別紙 3 のとおり
取扱料金	1 0 k g あたり 300 円
添付書類 及び図面	1 事業の用に供する施設の構造仕様書及び附近見取図 2 申請者が上記に掲げる施設の所有権を有することを証する書類 (申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有することを証する書類) 3 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 4 申請者が法人である場合には、役員の本籍の記載された住民票の写し並びに定款の写し及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、本籍の記載された住民票の写し 6 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを証する書類 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、直前 1 年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前 1 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 1 0 申請者の住所(申請者が法人である場合には、事業所又は営業所の所在地)が前橋市内にある場合にあっては、前橋市税を滞納していないことを証する書類 1 1 その他市長が必要と認める書
備 考	

市処理料金 180 円 + 収集運搬賃、
廃家電は品目ごとの運賃を記入する

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙 1 - ①)

使用車両の種類及び数量

車検証（もしくは自動車検査記録事項）のとおりに記載すること

当市の許可標識の有無
(無の場合は、早急に
標識をつける)

	車体の形状	最大積載 (k g)	自動車 登録番号	自動車車検証の 使用者名	車両標識 の有無
1	塵芥車	2,000	前橋800あ ○△×□	前橋収集運搬株式会社	有
2	脱着装置付きコン テナ専用車	2,000	前橋800い ○△×□	前橋収集運搬株式会社	有
3	キャブオーバー	2,000	前橋800う ○△×□	前橋収集運搬株式会社	有
4	ダンプ	2,000	前橋800え ○△×□	前橋 一郎	有
5	廃棄物が飛散・流出、悪臭が漏れる おそれのない車両を使用すること		使用者が申請者と異なる場合は、 使用貸借契約書等を添付する		
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

(注) 車両標識のない車は、ただちに取り付けること。

2 作業器材の種類及び数量

鉄箱等を用いる場合は記入すること

種	類	規	格	備	考

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙 1 - ②)

車両写真の添付

自動車登録番号

--

(注) 使用車両の写真(斜め前・斜め後ろ・両側面、計4枚添付)

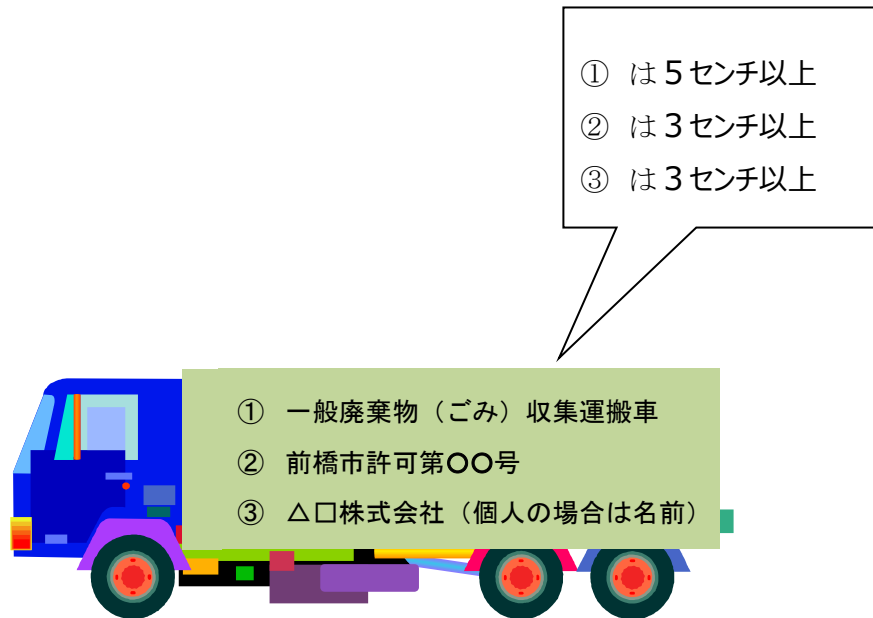
車両ナンバー、会社名等、車両全体が鮮明に写っているものに限る。

文字が小さい場合は、表示のアップも1枚添付すること

記入例

(名称等は架空のものです)

一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両表示見本



《表示についての注意点》

- 見やすいこと
- 鮮明であること
- 両側面に表示すること
- 識別しやすい文字であること

*マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。

*名称が一見して分からない略称や、屋号等を使うことはできません。

(例) 産業一般廃棄物収集運搬車、ごみ収集車 等の表示はできません。

*車体だけでなく両側ドアに表示しても問題ありません。

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙2-1)役員一覧

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
申請者(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
まえばししゅうしゅううんぱんかぶしがいいしゃ 前橋収集運搬株式会社	前橋市大手町二丁目12番1号	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
まえばし いちろう 前橋 一郎	昭和20年2月2日 代表取締役	群馬県〇市〇町〇番地 群馬県〇市〇町〇番地
まえばし じろう 前橋 次郎	昭和25年5月5日 取締役	群馬県〇市〇町〇番地 群馬県△町△番地
ばんどう たろう 坂東 太郎	昭和30年3月3日 取締役	東京都△区△町△番地 群馬県〇市△町△番地
あかぎ うめこ 赤城 梅子	平成10年1月1日 取締役	新潟県□町□番地 群馬県□市□町□番地
ぐんま はなこ 群馬 花子	平成5年1月2日 監査役	群馬県△市〇町〇番地 群馬県△市〇町△番地
監査役を含むすべての役員を記載する		
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
備考 1 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。		

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙 2 - 2)

従事者証申請者一覧

	氏 名	住 所	担 当 業 務 及 び 資 格
1	坂東 太郎	○市△町△番地	統括責任者
2	赤城 梅子	□市□町□番地	営業
3	榛名 次郎	○市○町○○番地	運転手
4	広瀬 川太郎	○市△町△△番地	運転手
5	大渡 喬子	□市○町□□番地	運転手
6	住民票のとおりに記載する 清掃工場に搬入するすべての従事者を記載する		
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

- (注) 1 清掃工場に搬入する従事者全員を申請すること
 2 一般廃棄物収集運搬業従事者証交付申請書の申請者と同じ

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙3-①) (No. 1)
作業計画、作業能力及び取扱事業所等

取扱事業所総数 (4 社)

1か月当たりの搬入量見込み (約 3 t)
1か月当たりの搬入回数見込み (約12 回)

住 所	事業所名	業 種	連絡責任者	排出量/月	可 燃 物	不燃物	搬入先
前橋市大手町△△番地	□□食堂	飲食店	□□ 一郎 027 (000) 0000	100Kg/月	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
前橋市××町□□番地	〇〇商事	商社	〇〇 二郎 027 (000) 0000	500Kg/月	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他(廃家電)	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他(日本通運)
前橋市△町□丁目○番×号 新規顧客	〇〇事務所	事務	×× 三郎 027 (000) 0000	1,000Kg/月	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他(可燃粗大ごみ)	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他(××リサイクル)
前橋市〇〇町××番地	株式会社××	サービス業	×× 四郎 027 (000) 0000	1,500Kg/月	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
解体工事等顧客が特定できない場合はその旨記入				Kg	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
			()	Kg	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
	全顧客を記載する。 新規顧客については「一般廃棄物処理申出書」から転記する。				紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
			()	Kg	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
			()	Kg	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()
			()	Kg	紙ごみ・生ごみ・ダンボール その他()	缶・びん・灰	六供・荻窪 その他()

市施設以外の廃棄物処理施設は、
必要な許可を有する業者に限る

記入例

(名称等は架空のものです)

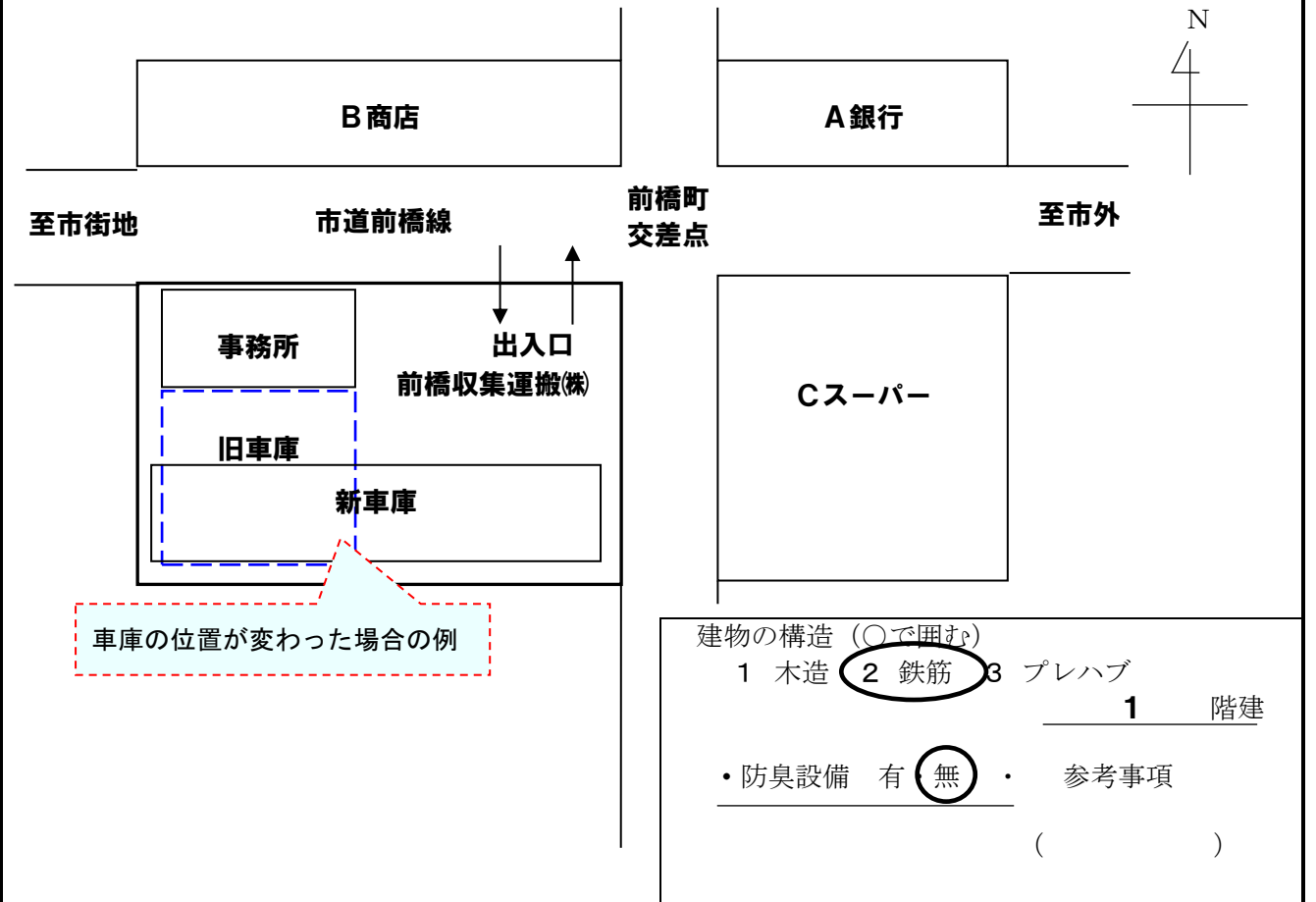
(別紙3-②)

営業所（車庫含む）及び市内連絡所見取り図

所在地 前橋市 大手町 二丁目12番1号
番地

不動産の表示				
土地	種別	宅地	面積	1,000 m ²
建物	種別	事務所	面積	300 m ²

(1) 土地及び建物の平面図



建物の構造 (○で囲む)

1 木造 2 鉄筋 3 プレハブ
1 階建

・防臭設備 有 無 参考事項

()

(2) 市内連絡場所見取り図 (土地建物平面図)

前橋市 大手町 二丁目12番1号
番地

同上

(3) 営業所の案内図

同上

変更があった場合のみ、該当部分について
住宅地図等を参考に簡潔に記載する

(注) 1 この図面は、営業所の所在地ごとに作成する。

2 不動産の表示で、土地の種別については、宅地・雑種地・畑等と記入する。

3 不動産の表示で、建物の種別については、事務所・事務所併用住宅と記入する。

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙 3 - ③)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所 **前橋市大手町二丁目12番1号**

氏 名 **前橋収集運搬株式会社** 押印

代表取締役 前橋 一郎 不要

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ **当法人** は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

(名称等は架空のものです)

(別紙 3 - ④)

事業内容に変更等がある場合のみ作成

1 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額 その資金の調達方法	円
自 己 資 金	円
借 入 資 金	円

※自己資金の場合は金融機関の預貯金残高証明書等を、借入資金の場合は金融機関等の融資証明書等を添付すること。

(金融機関の証明書等を添付する)

--

2 事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由

※既に他の市町村等で許可を有している等の理由で、本市における事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、次の欄にその理由を記入すること。

--

記入例

(名称等は架空のものです)

従事者証交付・再交付申請書

住民票の写し（又は外国人登録証明書）を添付

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 前橋市長

申請者名

住 所 前橋市大手町二丁目12番1号

氏 名 前橋収集運搬株式会社

代表取締役 前橋 一郎

電話番号 027(〇〇〇)〇〇〇〇

押印
不要

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・~~処分業~~従事者証の交付・再交付を受けたいので申請します。

記

住 所 前橋市△△町○丁目□番×号

氏 名 □ □ 次 郎

職 名 運転手

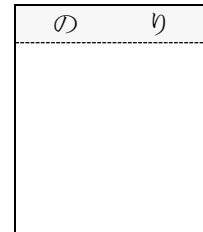
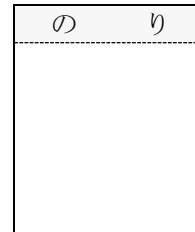
生年月日 大・**昭**・平 △△年 □□月 ××日 生

収集運搬業務に従事する者について
住民票のとおりに記載

同一写真を2枚、脱帽、サングラス着用やスナップ写真は不可
デジカメ可（ただし破れやすい紙質は不可）

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限る
- 2 写真裏面に氏名を記入する
- 3 「のり」の部分だけに糊付けする



サイズ（縦 3.0 c m × 横 2.4 c m）

記入例

(名称等は架空のものです)

一般廃棄物処理申出書

新規顧客のみ必要事項を記入してもらい提出
※「別紙 3-1」は全顧客について記載する

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 前橋市大手町△△番地

名 称 □□食堂 押印

代表者 □□ 一郎 不要

一般廃棄物の処理を受けたいので、下記の処理業者に許可がおり次第、ごみの処理を依頼するため、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 3 条第 3 項の規定により申し込みます。

記

業 種	飲食店	
一般廃棄物の種類 該当するものを○で囲む その他は具体的に記入すること	可燃物	紙屑 ・ 生ゴミ ・ダンボール ・ 木くず その他 ()
	不燃物	あき缶 ・ あきビン ・ 焼却灰
1 か月あたりの排出量	200 k g / 1 か月	
連絡責任者 氏名及びTEL	氏 名	□□ 三郎
	TEL	027-000-0000
	所属部署	
年間回収回数	約 30 回	
一般廃棄物処理業者名 (住所・名称・代表者)	前橋市大手町二丁目12番1号 前橋収集運搬株式会社 代表取締役 前橋 一郎	

※申込者が記入すること

不明な点は前橋市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

記入例

(名称等は架空のものです)

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者

住所 前橋市大手町二丁目12番1号

氏名 前橋収集運搬株式会社 押印

代表取締役 前橋 一郎 不要

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ **当法人** は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条の2各号に掲げる者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条の2

第16条の2 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第4条の7に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(参考)

○前橋市暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(注) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条第1項から第3項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。

●その他の添付書類についての補足説明●

○使用車両の写真（斜め前・斜め後ろ・両側面の計4枚添付）及び車検証の写し

※注意※

電子車検証の場合は、「車検証の写し」にかえて「自動車検査証記録事項」の写しを提出すること

- ⇒ 写真は、適宜台紙等に貼付すること
- ⇒ 車両ナンバー・会社名・許可番号等が鮮明に読めない場合は、アップで撮影したものを追加する。
- ⇒ 車検証は、有効期間が満了していないか確認してから提出

○一般廃棄物処理申込書（処理依頼された事業所に記入してもらう）

- ⇒ 市内の新規顧客のみ提出すること

申請書類はコピーして、お手元に保管するように努めてください。

➤ 法人与個人で添付する書類が違うもの

申請者が**法人**の場合

○登記事項証明書

- ⇒ 申請直近のもの

○決算書

（最新の貸借対照表及び損益決算書）

- ⇒ 債務超過等の場合、収支改善方法を検討すること

○法人税の最新の納付済証明書

（税務署の納税証明書その1、又は行政事務所の納税証明書等）

- ⇒ 未納額がある場合は、完納後に提出

申請者が**個人**の場合

○資産に関する調書

〔市町村の名寄帳の写し又は、固定資産評価証明書あるいは、法務局の登記簿謄本〕

- ⇒ 申請者が所有していることが確認できるもの

○所得税の最新の納付済証明書

（税務署の納税証明書その1、又は市町村の納税証明書等）

- ⇒ 未納額がある場合は、完納後に提出

➤ 前回申請時と変更がある場合に、提出する書類

- 申請者が施設の所有権を有することを証する書類
(不動産の登記簿謄本等)
- 申請者が施設の所有権を有しない場合には、使用する権限を有することを証する書類
(不動産の賃貸契約書の写し等、貸出人の所有権確認のため登記簿謄本も提出)
- (財)日本産業廃棄物処理振興センターが証明する「産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規)の収集運搬課程」等の修了証の写し

申請者が**法人**の場合

- 定款の写し

⇒ 原本を証明すること

申請者が**個人**の場合

- 住民票の写し又は外国人登録証明書

⇒ 申請時の直近のもの

参 考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

記入例

(名称等は架空のものです)

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (以降略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項 において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
 - イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 二 申請者の能力に係る基準
 - イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。